



## 号外 (2014年8月)

増田 朋記  
元 KCCN 事務局  
弁護士

### 【事務局退任のご挨拶】



元事務局の増田です。

本来であれば事務局担当としてKCCNニュース7月号を担当するところでしたが、事務局から退任することとなりましたので、ニュースに代えてご挨拶をさせていただきます。

私は弁護士になった当初から任期付職員となって、現場の声を反映した法律作りに関わることを目指しておりました。

そしてこの度、約3年半の経験を経て、念願の仕事にとりかかることとなりました。内閣府消費者委員会事務局の任期付職員として働くこととなったのです。

内閣府消費者委員会事務局で私がなすべき主な仕事は、消費者契約法実体法部分の改正に関わるものです。

消費者契約法という法律は画期的な法律ですが、現在の法律の内容では、相談現場では使いにくかったり、裁判になっても、要件の立証が難しかったり、裁判所の解釈が分かれたりして、そう簡単に消費者の救済が図れるものではありません。

ぜひ現場の状況を反映して、皆が利用しやすく、消費者の利益につながるような法律の実現に向けて頑張りたいと思っております。

送別会をはじめ、各所で激励のお言葉をいただき、おかげさまでやる気に満ちあふれて東京へ向かうことができます。

必ず成果を挙げてきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

